

第六十八条の五を削り、第六十八条の四を第六十八条の五とする。

第六十八条の三の四の次に次の一条を加える。

(電子情報処理組織による申告の特例)

第六十八条の四 法人税法第七十五条の三第二項に規定する特定法人又は地方法人税法第十九条の二第二項に規定する特定法人である内国法人がこの章(次節から第二十五節までを除く。)の規定(これに基づく命令を含む。)その他法人税又は地方法人税に関する特例を定めている規定として政令で定める規定の適用を受ける場合における法人税法第二編第一章第三節第二款の二又は地方法人税法第四章第二節の二の規定の適用については、法人税法第七十五条の三第一項中「含む。」とあるのは「含む。」の規定、租税特別措置法第三章(第九節から第二十五節までを除く。第三項において同じ。)(法人税法の特例)の規定(これに基づく命令を含む。同項において同じ。)、同法第六十八条の四(電子情報処理組織による申告の特例)に規定する政令で定める規定」と、同条第三項中「含む。」及び「とあるのは「含む。」の規定、租税特別措置法第三章の規定、同法第六十八条の四に規定する政令で定める規定、」と、地方法人税法第十九条の二第一項中「含む。」とあるのは「含む。」の規定、租税特別措

置法第三章（第九節から第二十五節までを除く。同項において同じ。）の規定（これに基づく命令を含む。同項において同じ。）、同法第六十八条の四に規定する政令で定める規定」と、同条第三項中「含む。」及び「とあるのは「含む。」の規定、租税特別措置法第三章の規定、同法第六十八条の四に規定する政令で定める規定、」とする。

第六十八条の九第八項第二号イ中「次条第二項、第三項及び第五項」を「次条第二項」に、「並びに第六十八条の十五の六」を「第六十八条の十五の六並びに第六十八条の十五の七第二項」に改め、同条第十二項を次のように改める。

12 第一項、第三項、第六項又は第七項の規定の適用がある場合には、法人税法第二編第一章の二第二節第二款の規定（以下この項において「法人税法税額控除規定」という。）による法人税の額からの控除及び特別税額控除規定（第一項、第三項、第六項及び第七項の規定をいう。以下この項及び次項において同じ。）による法人税の額からの控除については、まず特別税額控除規定による控除をした後に、同法第八十一条の十七に定める順序により法人税法税額控除規定による控除をするものとする。

第六十八条の九に次の一項を加える。

13 第一項、第三項、第六項又は第七項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二（第

二節第二款を除く。）及び地方税法第十五条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 法人税法第八十一条の十三第二項に規定する法人税の額は、当該法人税の額から特別税額控除規定により控除する金額を控除した金額とする。

二 法人税法第八十一条の十八第一項に規定する減算調整額には、特別税額控除規定により当該特別税額控除規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額を含むものとする。

三 法人税法第八十一条の二十第一項第二号に掲げる金額は、同項に規定する期間を一連結事業年度とみなして同項第一号に掲げる連結所得の金額につき同法第二編第一章の二第二節（第八十一条の十三、第八十一条の十四第二項及び第八十一条の十六を除く。）の規定及び特別税額控除規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

四 法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる連結所得の金額につき同法第二編第一章の二第二節の規定及び特別税額控除規定を適用して計算した法人税の額とす

る。

五 地方税法第十五条第一項に規定する減算調整額には、特別税額控除規定により当該特別税額控除規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の十・三に相当する金額を含むものとする。

第六十八条の十を次のように改める。

(高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第六十八条の十一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成三十二年四月一日(第四十二条の五第一項第二号及び第三号に掲げるものにあつては、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)の施行の日)から平成三十二年三月三十一日までの期間(次項において「指定期間」という。)内に、当該連結親法人若しくはその連結子法人の同条第一項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める減価償却資産(以下この条において「高度省エネルギー増進設備等」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は高度省エネルギー増進設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当

該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度（次項において「供用年度」という。）の当該高度省エネルギー増進設備等に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額（以下この節において「償却限度額」という。）は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該高度省エネルギー増進設備等の普通償却限度額（同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。）と特別償却限度額（当該高度省エネルギー増進設備等の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、前条第八項第五号に規定する中小連結法人（同項第五号の二に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）又は連結親法人である第四十二条の四第八項第七号に規定する農業協同組合等に該当するもの（以下この項においてそれぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」という。）が、指定期間内に、高度省エネルギー

ギー増進設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は高度省エネルギー増進設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の事業の用に供した場合において、当該高度省エネルギー増進設備等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額（前条第八項第二号に規定する調整前連結税額をいう。以下この項において同じ。）から、当該中小連結親法人の税額控除限度額（その事業の用に供した当該高度省エネルギー増進設備等の取得価額の合計額の百分の七に相当する金額をいう。以下この項において同じ。）及び当該各中小連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該中小連結親法人又はその各中小連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3 第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が所有権移転外リース取引により取得した高度省エネルギー増進設備等については、適用しない。

4 第一項及び第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、高度省エネルギー増進設備等の取得又は製作若しくは建設に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他これらに準ずるもの（以下この項において「補助金等」という。）の交付を受けたものが、当該補助金等をもつて取得し、又は製作し、若しくは建設した当該補助金等の交付の目的に適合した高度省エネルギー増進設備等については、適用しない。

5 第一項及び第二項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三 清算中の連結子法人

6 第一項の規定は、連結確定申告書等に高度省エネルギー増進設備等の償却限度額の計算に関する明細

書の添付がある場合に限り、適用する。

7 第二項の規定は、連結確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる高度省エネルギー増進設備等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる高度省エネルギー増進設備等の取得価額は、連結確定申告書等に添付された書類に記載された高度省エネルギー増進設備等の取得価額を限度とする。

8 前条第十二項及び第十三項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「次条第二項」と読み替えるものとする。

9 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の十一第五項中「前条第五項」を削り、同条第十一項及び第十二項を次のように改める。



11 第六十八条の九第十二項及び第十三項の規定は、第二項又は第三項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第六十八条の十一第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

12 第五項の規定の適用がある場合における法人税法第八十一条の十三の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十一第五項（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十一第五項」とする。

第六十八条の十一第十三項中「第十項」を「前項」に改め、「ほか、」の下に「第五項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方税法の規定の適用に関する事項その他」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13 第五項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二（第二節第一款を除く。）及び地

方法人税法第十五条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 法人税法第八十一条の第十八第一項に規定する加算調整額には、第五項の規定（次号及び第三号において「特別税額加算規定」という。）により法人税の額に加算された金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額を含むものとする。

二 法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる連結所得の金額につき同法第二編第一章の二第二節の規定及び特別税額加算規定を適用して計算した法人税の額とする。

三 地方人税法第十五条第一項に規定する加算調整額には、特別税額加算規定により法人税の額に加算された金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の十・三に相当する金額を含むものとする。

第六十八条の十三第四項中「第六十八条の十第五項」を削り、同条第八項及び第九項を次のように改める。

8 第六十八条の九第十二項及び第十三項の規定は、第一項又は第二項の規定の適用がある場合について

準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第六十八條の十三第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

9 第四項の規定の適用がある場合における法人税法第八十一條の十三の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八條の十三第四項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八條の十三第四項」とする。

第六十八條の十三第十項中「第七項」を「前項」に改め、「ほか、」の下に「第四項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関する事項その他」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10 第六十八條の十一第十三項の規定は、第四項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十三項第一号中「第五項」とあるのは、「第六十八條の十三第四項」と読み替えるもの

とする。

第六十八条の十四第一項中「(以下この項及び次項)」を「(以下この項)」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、「国家戦略特別区域」の下に「以下この項及び」を、「において、当該」の下に「国家戦略特別区域に係る当該実施連結親法人若しくはその実施連結子法人の事業実施計画」を、「定める計画」の下に「をいう。以下この項及び次項において同じ。」を加え、「当該計画」を「当該事業実施計画」に、「当該特定機械装置等の取得価額の百分の五十(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五)に相当する」を「次の各号に掲げる特定機械装置等の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をした特定機械装置等(平成三十一年三月三十一日以前に受けた特定事業の適切かつ確実な実施に関する確認として財務省令で定めるものに係る事業実施計画に同日において記載されている特定機械装置等を除く。)その取得価額の百分の四十五(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十三)に相当する金額

二 前号に掲げる特定機械装置等以外の特定機械装置等 その取得価額の百分の五十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五）に相当する金額

第六十八条の十四第二項中「その認定区域計画に定められた特定事業の実施に関する計画として財務省令で定める計画」を「当該国家戦略特別区域に係る当該実施連結親法人若しくはその実施連結子法人の事業実施計画」に、「当該計画」を「当該事業実施計画」に、「の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する」を「に次の各号に掲げる特定機械装置等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項第一号に掲げる特定機械装置等 百分の十四（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の七）

二 前項第二号に掲げる特定機械装置等 百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）

第六十八条の十四第三項中「同条第一項第一号」を「同条第一項」に、「第六十八条の九第八項第七号」を「同号」に、「同条」を「第六十八条の九」に改め、同条第八項を次のように改める。

8 第六十八条の九第十二項及び第十三項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。

この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第六十八条の十四第二項」と読み替えるものとする。

第六十八条の十四第九項中「第七項」を「前項」に改める。

第六十八条の十四の二第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、

「係る」の下に「当該指定連結親法人若しくはその指定連結子法人の」を、「定める計画」の下に「(以下この項及び次項において「指定法人事業実施計画」という。)」を加え、「第四十二条の十一第一項各号に掲げる減価償却資産(政令で定める規模のものに限る。)」を「第四十二条の十一第一項に規定する特定機械装置等(」に、「当該計画」を「当該指定法人事業実施計画」に、「当該特定機械装置等の取得価額の百分の四十(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十)に相当する」を「次の各号に掲げる特定機械装置等の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をした特定機械装置等(平成三十一年三月三十一日以前に受けた総合特別区域法第二十六条第一項の規定に

よる指定に係る指定法人事業実施計画に同日において記載されている特定機械装置等を除く。) その取得価額の百分の三十四 (建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の十七) に相当する金額

二 前号に掲げる特定機械装置等以外の特定機械装置等 その取得価額の百分の四十 (建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十) に相当する金額

第六十八条の十四の二第二項中「前項に規定する財務省令で定める計画」を「当該指定連結親法人若しくはその指定連結子法人の指定法人事業実施計画」に、「当該計画」を「当該指定法人事業実施計画」に、「同項」を「前項」に、「の百分の十二 (建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の六) に相当する」を「に次の各号に掲げる特定機械装置等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項第一号に掲げる特定機械装置等 百分の十 (建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の五)

二 前項第二号に掲げる特定機械装置等 百分の十二 (建物及びその附属設備並びに構築物について

は、百分の六)

第六十八条の十四の二第七項を次のように改める。

7 第六十八条の九第十二項及び第十三項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。

この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第六十八条の十四の二第二項」と読み替えるものとする。

第六十八条の十四の二第八項中「第六項」を「前項」に改める。

第六十八条の十四の三第七項を次のように改める。

7 第六十八条の九第十二項及び第十三項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。

この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第六十八条の十四の三第二項」と読み替えるものとする。

第六十八条の十四の三第八項中「第六項」を「前項」に改める。

第六十八条の十五の見出し中「地方活力向上地域」を「地方活力向上地域等」に改め、同条第一項中

「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備



計画（一）を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（一）」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「第五条第四項第五号に規定する地方活力向上地域」を「第五条第四項第五号イ又はロに掲げる地域」に、「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同条第二項中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「第五条第四項第五号に規定する地方活力向上地域」を「第五条第四項第五号イ又はロに掲げる地域」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画（一）」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（一）」に、「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（一）」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（一）」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 第六十八条の九第十二項及び第十三項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。

この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第六十八条の十五第二項」と読み替えるものとする。

第六十八条の十五第八項中「第六項」を「前項」に改める。

第六十八條の十五の二の見出し中「特定の地域」を「地方活力向上地域等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「連結法人が」を「連結法人（その連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、地域再生法第十七條の二第四項に規定する認定事業者のうち地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下この条において「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）について地域再生法第十七條の二第三項の認定（以下この条において「計画の認定」という。）を受けたもの（以下この項及び次項において「認定事業者」という。）に該当するものに限る。次項において同じ。）が」に、「前項第一号及び第二号」を「第一号」に改め、「で、かつ、その連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人が雇用保険法第五條第一項に規定する適用事業を行つている場合（前項に規定する政令で定める事業を行つている場合を除く。）」を削り、「調整前連結税額から、次」を「調整前連結税額（第六十八條の九第八項第二号に規定する調整前連結税額をいう。以下この項及び次項において同じ。）から第二号」に改め、「の合計額」を削り、「地方事業所税額控除限度額」を「税額控除限度額」に、「百分の三十」を「百分の二十」

に改め、「(当該適用年度において前項の規定により当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額又は前条第二項の規定により当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額)」を削り、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げる全ての要件

イ 当該連結親法人及びその各連結子法人(認定事業者であるものに限る。イにおいてそれぞれ「認定連結親法人」及び「認定連結子法人」という。)の当該適用年度の特定新規雇用者等数(地方事業所基準雇用者数のうち特定新規雇用者数に達するまでの数と当該地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数とを合計した数をいう。イにおいて同じ。)の合計(当該合計が当該認定連結親法人及びその各認定連結子法人の地方事業所基準雇用者数の合計を超える場合には、その超える部分の数を控除した数。イにおいて同じ。)が二人以上であること(当該適用年度前の各連結事業年度のうち当該計画の認定を受けた日以後に終了する各連結事業年度のうちいずれかにおいて当該認定連結親法人及びその各認定連結子法人の当該計画の認定に係る特定業務施設につき既に特定新規雇用者等数の合計が二人以上であつたこと(当該各連結事業年度のいずれかにおいて当該

連結親法人及びその各連結子法人の基準雇用者数の合計又は地方事業所基準雇用者数の合計が零に満たない場合を除く。）又は当該適用年度前の連結事業年度に該当しない事業年度若しくは当該適用年度前の連結事業年度（当該連結親法人との間に連結完全支配関係がない法人の連結事業年度に限る。）のうち、いずれかにおいて、当該事業年度若しくは連結事業年度（イにおいて「加入前事業年度」という。）を有する連結法人（認定事業者であるものに限る。イにおいて同じ。）の当該計画の認定に係る特定業務施設につき既に特定新規雇用者等数が二人以上であつたこと（当該各連結事業年度のいずれかにおいて当該連結親法人及びその各連結子法人の基準雇用者数の合計又は地方事業所基準雇用者数の合計が零に満たない場合、当該加入前事業年度後の連結事業年度に該当しない事業年度のいずれかにおいて当該加入前事業年度を有する連結法人の当該事業年度を連結事業年度とみなした場合における基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない場合並びに当該加入前事業年度後の連結事業年度のいずれかにおいて当該加入前事業年度を有する連結法人の基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない場合を除く。）につき、政令で定めるところにより証明がされたことを含む。）。